名家建二二一人

平成 25 年 7 月 5 日 (金) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 会 長 堀 場 洋 二 TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 260 号

名古屋市障害者基本計画策定専門部会へ提出した意見書概要

計画の推進と進行管理

関係機関の連携

〈保健所業務に関する意見〉

- 1. 自助組織との関係について
- (1)保健所業務に明記されている「家族会など自助組織の育成」内容を共有する。
- (2) 家族教室の継続や家族会の会議室利用等については合理的配慮を行う。
- (3) 家族教室の企画など可能な限り家族会の意見や要望も配慮するものとする。
- 2. 相談者に対する強力関係について
- (1) 家族相談者については自助組織(家族会)があることを紹介する。
- (2) 必要な場合は家族相談室(家族ピアサポート事業)及び地元家族会と協力し合う。
- 3. プログラムの復活について
- (1)保健所で行っていた「料理教室」「映画会」「卓球教室」などが「地域生活支援センター」の設置に伴い撤退しました。
- (2)相談体制の改正に伴い地域生活支援センターに代わる基幹相談支援センターが精神 障害者のプログラムを実施することは想定されていません。
- (3)従って、マンパワーを強化し、保健所で復活することを検討する必要があります。 精神分野の生活支援の後退は、基本法の理念にも逆行することになります。

〈自立支援協議会に関する意見〉

- 1. 自立支援協議会の法律的位置づけの強化に伴い、16区の自立支援協議会の他に「名古屋市自立支援協議会」を設置する必要があります。
 - (1) 行政区のみで解決できない事例を検証する。
 - (2) 各行政区間の活動交流と課題を共有し、必要な課題を調整する。
 - (3) 基本計画及び福祉計画の進行管理を共有する。
- 2. 各区の自立支援協議会の専門部会の中に精神保健福祉部会を設置する。
- (1) 部会は行政区の社協、保健所、精神科病院、診療所、福祉事業者、家族会、ボランティアグループ等により構成される。
- (2) 事務局は基幹相談支援センターが担う。生活型地域活動支援センター(仮称)が設置された行政区においては協働で担う。
- (3) 部会は地域精神保健福祉のネットワークとして機能し、情報交換、困難事例の検証、地域精神保健福祉に関する普及啓発とボランティア育成を協働して促進する。

名古屋市障害者基本計画(10年計画)

※大切な課題のため連載しております。 連載内容は名古屋市障害者施策推進協議 会のもとに設置されている計画策定専門 部会(委員:堀田副会長)に提出したも のであり、次回で終了となります。

アンケートの協力について

※家族の介護の状況、精神的な健康度など無記名による調査依頼がありました。 (既に手渡し中、7月末までに投函。) ※また、母親を対象にした調査依頼もあり、後日、配布させていただきます。